

書類作成時注意事項

- ① 現況平面図、計画平面図、土地整理図写しには砂防指定地の境界線（行為区域全域が砂防指定地の場合はその旨が分かる文言（例『行為区域全域砂防指定地』）を記入）を明記する。また、現況平面図は作成年月日、土地整理図写しには複写年月日・土地の所在を記入する。
- ② 造成計画平面図の切土・盛土の着色に整合するように、縦断図、横断図にも切土・盛土の着色をする。図面には着色の凡例も記入する。
- ③ 申請書の行為の期間と工程表の行為の期間を整合させる。
- ④ 土地所有者一覧表には所有権以外の他の権利の有無を記入する。担保物権以外の他の権利がある場合はその権利者の承諾書も添付する。
- ⑤ 工事仕様書については、『愛知県建設部工事標準仕様書に基づき施工する』の文言を記入する。
- ⑥ 土砂の貯留施設（沈砂池）と雨水の流出調整施設（調整池）の工事中と工事後の維持管理方法を記入する。なお、調整池は行為面積が1,000㎡以上の場合に必要となる。

【工事中の記入例】

＜仮設沈砂池＞（ $V=400\text{ m}^3/\text{ha}$ 以上必要）

『工事中は現場責任者が毎日点検し、土砂が堆積した場合には速やかに浚渫します。』

＜永久調整池＞（ $V=600\text{ m}^3/\text{ha}$ 以上必要）

『施設の破損や崩壊が生じないように管理します。』

【工事後の記入例】

＜永久沈砂池＞（ $V=100\text{ m}^3/\text{ha}$ を標準とする。ただし、維持管理体制が十分に整えられ責任主体が明確な場合は、常時浚渫を行い、堆砂量を容量の2割以内に維持することで、 $V=50\text{ m}^3/\text{ha}$ とすることができる。）

1 『工事後は△△が年〇〇回点検し、土砂が堆積した場合には速やかに浚渫します。堆砂量を2割以内に維持します。』

2 『工事後は土砂の片寄りのないように注意します。』

＜永久調整池＞（ $V=600\text{ m}^3/\text{ha}$ 以上必要）

『施設の破損や崩壊が生じないように管理します。』

- ⑦ 土砂の搬入がある場合は搬入経路図を添付する。図面には土砂の搬入元の地番、購入業者名と連絡先を記入する。搬入元から幹線道路まで、幹線道路から申請地までの経路が分かるようにする。

土砂の搬出がある場合は搬出経路図を添付する。図面には土砂の搬出先の地番を記入する。申請地から幹線道路まで、幹線道路から残土処理場までの経路が分かるようにする。